

保護観察所における就労支援

1 刑務所出所者等総合的就労支援対策

保護観察対象者等に対しては、保護観察所とハローワークが連携し、職業相談・職業紹介のほか、セミナー、職場体験講習、事業所見学会、トライアル雇用などを行っている。

2 更生保護就労支援事業（資料 1）

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間事業者に委託し、そのノウハウを活用した切れ目のないきめ細かい就労支援を行っている。

3 協力雇用主の確保・支援

令和 2 年 1 月 23 日現在、横須賀市における協力雇用主は 32 社、うち 3 分の 2 が建設業。サービス業、運送業

(1) 身元保証制度

刑務所出所者等が協力雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる。7111

(2) 刑務所出所者等就労奨励金制度（資料 2）

刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し、年間最大 72 万円を支給する。12211

(3) 栄典・表彰

法務大臣による表彰を行っているほか、特に高い功績のあった者に対しては、藍綬褒章が授与されている。

【参考】

○協力雇用主の支援要望（H30 アンケート調査）

①経済的支援の充実、②雇用後の保護観察官や保護司の訪問機会の充実、③公共工事入札等における加点等の優遇措置の拡大

○全国の地方公共団体における取組（資料 3）

更生保護就労支援事業の概要

背景

○厚生労働省との連携による「総合的就労支援対策」は一定の成果を挙げている。
 ○しかし、刑務所出身者等の就労確保は依然として極めて厳しい状況にある。
 ○加えて、就労支援しても、就労を継続できないケースが多数に上る。
 ⇒ 継続的かつきめ細かな就労支援が必要

- 更生保護就労支援モデル事業の実施(平成23年度～)**
- 平成23年度は3庁、平成24～25年度は6庁(札幌・宇都宮・東京・名古屋・大阪・福岡)をモデル庁として実施
 - 平成24年1月からは、被災地域3庁で「更生保護就労支援被災地域強化事業」を実施

- ☆ 高い就職率 (就職率 75.0%)
- ☆ 就労の継続 (定着率 75.2%)
- ☆ 雇用基盤の拡大 (389社新規開拓) (平成24年度モデル庁実績)

上記モデル事業の実績等を踏まえ、平成26年度から実施地域を拡大して展開

更生保護就労支援事業

- 就労支援についてノウハウを持つ民間団体に事業を委託
 - 「就労支援事業所」に専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置
 - 企業ネットワークを活かして協力雇用主を開拓
- 令和元年度においては、横浜管内を含め、全国18庁において実施



就職活動支援業務

- 入所中** → **釈放後**
- 矯正施設入所から就職までの隙間のない就労支援**
- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
 - 保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定
 - 地域の雇用情報の収集及び提供
 - 関係機関と連携した適切な就職活動支援

雇用基盤整備業務

- 受け皿の拡大**
- 企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓
 - 協力雇用主研修の実施
 - 雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進

協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金について

概要

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金

支給対象事業主

- 保護観察所の協力雇用主として登録している事業主で実際に保護観察対象者等（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者）を雇用していること。
- 保護観察所から依頼を受け、保護観察対象者等を雇用し、その就労状況等を保護観察所に報告すること。

内容

I 年間最大72万円が支給される場合

支給期間・支給額：雇用開始から6か月間までは月額最大8万円（※）
7か月目から12か月目の間は3か月ごとに最大12万円（※）
※雇用している対象者の出勤状況等により支給割合を乗じた額を支給する

支給要件

支給対象事業主であることに加え、以下の全ての要件を満たすこと

- ① 仮釈放者又は仮退院者又は更生緊急保護対象者を雇用していること
- ② 矯正施設在所中からの就労支援の調整を行い、出所（出院）後原則として1か月以内に雇用を開始していること
- ③ 1年以上の雇用継続を見込み、原則、週30時間以上（※）雇用していること

※雇用している対象者の状況によっては週20時間以上

II 年間最大42万円が支給される場合

支給期間・支給額：雇用開始から3か月間は月額最大2万円、次の3か月間は月額最大4万円（※）
7か月目から12か月目の間は3か月ごとに最大12万円（※）
※雇用している対象者の出勤状況等により支給割合を乗じた額を支給する

支給要件

支給対象事業主に該当するが、Iの雇用主ではないこと

地方公共団体における就労支援の取組

1. 公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度

(1) 入札参加資格審査における優遇措置

- 133自治体において実施
- 神奈川県下では、神奈川県、川崎市、横須賀市、海老名市において実施

(2) 総合評価落札方式における優遇措置

- 56自治体において実施
- 神奈川県下では、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市において実施

2. 保護観察対象者等を雇用している民間の事業主を支援する制度

- 11自治体において実施
- 神奈川県においては、更生保護就労支援事業を担う事業所に対し、就職後の職場定着支援業務を委託している。

3. 保護観察対象者等を雇用する制度

- 56自治体において実施
- 神奈川県下では、神奈川県、川崎市、鎌倉市において実施

※全国の様況はH30年11月時点

※県内の様況はR1年末時点